

InBody・体力測定会 運営業務委託仕様書

1. 業務名

InBody・体力測定会運営業務委託

2. 目的

町民の健康意識の向上及び生活習慣改善を促進するため、InBodyを用いた体組成測定及び体力測定を実施し、測定結果に基づく保健指導・助言を行うことを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4. 会場

志免町 志免町民ふれあいセンター 研修室

※会場の使用に係る調整は町が行うものとする。

5. 実施回数及び時間

・実施回数：全20回

・実施時間：各回9時00分から13時00分まで（4時間、準備・片付けを含む）

※原則として健診結果説明会と同日に実施し、結果説明会終了後に対象者を順次測定へ案内する。

6. 運営条件（処理能力・想定人数）

・1名あたりの測定及び説明に要する時間は、概ね20分程度とする。

・1回あたり想定測定人数は、概ね40名程度とする

・想定人数を上回る場合の対応については、町と受託者が協議して決定する。

・健診結果説明会は、1枠20分、1枠あたり7名程度、最大7枠で実施される。結果説明会が終了した対象者から順次測定を行うものとする。

・上記条件を満たす範囲で、合理的かつ適切な人員及び機器を配置するものとする。

・対象者により測定項目が異なることに留意すること。対象者の詳細は8.(1)に記載。

7. 業務内容

(1) 事前準備

InBody測定機器（複数台）、プリンター、骨密度測定器、身長計、測定に必要な資材及び衛生用品等、測定会の実施に必要な物品を準備し、会場へ持参すること。

(2) 当日運営

開始前の会場準備、受付業務、対象者の導線整理、各種測定の実施、測定結果票の配布、測定結果に基づく説明及び事後指導、終了後の会場撤収及び後片付けを行う。

(3) 安全・衛生管理

- ・機器・備品の消毒等、必要な感染症対策を行うこと。
- ・転倒防止等の安全対策を講じること。
- ・緊急時には、町と連携し適切な対応を行なうこと。

(4) 報告業務

- ・毎月の実施状況を取りまとめ、測定者名簿と併せて翌月 10 日までに町へ報告すること
- ・町の統計資料として活用するため、全日程終了後に測定結果を取りまとめたデータを提出すること。
- ・報告書及び提出データの様式、形式、提出方法並びに個人情報の取扱いについては、町と受託者が協議して決定する。

8. 測定業務内容

(1) 測定業務

① 40～64 歳の特定保健指導対象者

- ・ InBody 測定

② 65 歳以上

- ・ InBody 測定
- ・ 体力測定（握力、開眼片足立ち、5 m 歩行、TUG）
- ・ 骨密度測定（71 歳以上を対象）

③ その他希望者

- ・ InBody 測定
- ・ 骨密度測定

※骨密度測定は、医療行為に該当しない簡易測定機器を使用するものとする。

(2) 測定結果の説明及び評価

① 特定保健指導対象者

- ・ 特定保健指導で立案された目標内容を踏まえ InBody 測定の結果を説明し、保健指導の実施や必要に応じ新たな目標を立案する。

② 65 歳以上

- ・ 測定結果の説明を行い、介護予防に関するポイントや生活改善方法について保健指導・助言を行う。
- ・ 必要に応じて、町が実施する介護予防事業の紹介や案内を行う。
- ・ 一体的実施事業のハイリスクアプローチ対象者については、後期高齢者の質問票結果をふまえた測定結果の説明、フレイル予防に則した目標立案支援、目標達成に向けたセルフケア指導を行う。

③ InBody 測定者

測定 2 回目以降の者については、測定結果の経年評価と説明を行う。

9. スタッフ体制

- ・ 想定される対象者数に応じ、測定及び事後指導を円滑に実施するため、4名以上のスタッフを確保すること。
- ・ スタッフのうち1名を責任者とする。
- ・ 測定及び事後指導に携わるスタッフは、看護師、保健師、健康運動指導士、理学療法士、作業療法士の有資格者とする。

10. 提出物

受託者は、業務思考開始前までに実施計画書を町に提出し、承諾を受けること。

11. 委託料の支払

- ・ 委託料は原則として月締めとし、受託者は翌月10日までに報告書及び請求書を町へ提出すること。
- ・ 町は、請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- ・ 請求及び支払いに関する詳細については、町と受託者が協議のうえ決定する。

12. 個人情報保護

- ・ 受託者が個人情報を取り扱う場合には、別紙に定める「個人情報取扱特記仕様書」及び厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守しなければならない。
- ・ 個人情報に関する事故又はインシデントが発生した場合は、直ちに町へ報告すること。

13. 損害賠償責任

受託者は、その責に帰すべき理由により町又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害のすべてについて責任を負うものとする。